

(講じた措置)

残土処分場での監督員立ち会い確認状況写真の撮影について文書で職員へ周知・徹底し、請負者に対しても十分な指導を行った。

(指摘事項)

(2)平成11年度「江川系導水管移設工事N0.2」

(契約金額 4,775万6,100円)

自由処分とした残土処分場の、監督員立ち会い確認状況写真が撮影されていなかった。今後は、写真管理については、請負者へ十分な指導を図りたい。

(建設課)

(講じた措置)

残土処分場での監督員立ち会い確認状況の撮影について文書で職員へ周知・徹底し、請負者に対しても十分な指導を行った。

平成13年9月6日報告分(福岡市公報平成13年9月6日第4913号(別冊)公表分)

(事務監査)

(1) 総務企画局

(指摘事項)

ア 少額物品の購入契約に係る業者選定手続について注意を求めるもの

少額物品の購入契約事務については、原課で行っているところであるが、随意契約を行うときは、随意契約業者選定伺により業者選定についての決裁を受け、決裁後選定業者から見積書を徴することとなっている。しかしながら、平成12年度の少額物品の購入契約において、随意契約業者選定伺、決裁がないまま業者から見積書を徴していた。

平成12年10月から、本庁舎における原課契約の上限額が3万円から10万円に引き上げられたことにも留意し、今後、少額物品の購入契約に当たっては、業者の選定手続に遺漏がないよう注意されたい。

(総務課、法制課、地方分権推進室、企画課長)

(講じた措置)

少額物品の購入契約については、随意契約業者選定伺の作成、決裁を徹底するよう職員へ指導した。

(2) 財政局

ア 委託契約事務について適正を期すべきもの

委託契約に当たっては、契約書等において具体的な業務内容及び報告書の様式等を明確に規定しておく必要があり、また、条例等に規定があるものについては、条例等に基づいて行わなければならないが、平成12年度の「議会棟・駐車場・広場警備等委託」において、次のような事例が認められた。

今後、委託契約の締結に当たっては、委託内容及び報告書の様式等を契約書等に明確に記載するとともに、回数駐車券の200円券の廃止について検討されたい。

(指摘事項)

(ア) 受託者に市庁舎駐車場の回数駐車券(100円券)の販売を行わせていたが、仕様書等には駐車料金の徴収とだけ記載されており、回数駐車券の販売を委託することの記載がなかった。また、警備日誌その他報告書の様式についても規定していなかった。

(イ) 福岡市庁舎駐車場条例施行規則の別表に規定する回数駐車券のうち、200円券(22片綴)については、販売していなかった。

(総務課)

(講じた措置)

- (ア) 回数駐車券の販売を委託することについては、仕様書に追加を行った。また、警備日誌その他報告書の様式については、平成14年度委託より契約書で定めた。
- (イ) 福岡市規則第134号(平成13年11月15日福岡市公報第4931号登載)にて福岡市庁舎駐車場条例施行規則を一部改正し、回数駐車券200円券を廃止した。

(3) 環境局

(指摘事項)

ア 特殊勤務手当の支給について適正な事務処理を求めるもの

従事時間により支給制限がなされている現場監督業務等手当に係る従事時間の取り扱いについては、当該業務に係る特殊性が発生している時間のみを算定するものであり、現場等への移動時間や準備時間等を含むべきではない。しかしながら、平成12年度の現場監督業務等手当の支給事務において、現場等への移動時間等を含めて当該業務の従事時間の算定を行っていたため、過支給が生じているものがあった。

特殊勤務手当の支給事務に当たっては、福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(業務課、ごみ減量・美化推進課)

(講じた措置)

福岡市職員の特殊勤務手当に関する条例等に基づき適正な従事時間の算定を行い、現場監督業務等手当の過支給については、戻入処理を行った。

イ 旅費の支給について適正な事務処理を求めるもの

在勤地内(在勤公署から8キロメートル以内)における旅行については、福岡市職員等旅費支給条例第22条において、鉄道賃、電車賃、船賃及び車賃の実費を支給し、また同条例施行規則第14条各号に掲げる職員が、その職務のため在勤地内を旅行した場合には日当が支給される。しかしながら、日当が支給されない在勤地内の旅行であるにもかかわらず、次のような事例に日当を誤って支給しているものがあった。

旅費の支給事務に当たっては、福岡市職員等旅費条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(指摘事項)

- (ア) 平成12年度の旅費支給事務において、在勤公署(福岡市役所)から8キロメートル以内における市内旅行について、同条例第22条の2に規定する旅行と錯誤し、同条例施行規則第14条の2に規定する日当の過支給が生じているものがあった。

(管理課)

(講じた措置)

福岡市職員等旅費条例等に基づき適正な日当の算定を行い、過支給については、直ちに戻入処理を行った。

(指摘事項)

- (イ) 平成12年度及び同13年度の旅費支給事務において、在勤公署(臨海工場)から8キロメートル以内における市外旅行について、市外への近距離旅行は在勤地内旅行であるか否かにかかわらず同条例第16条に規定する日当を支給できるものと錯誤し、同条例第16条に規定する日当の過支給が生じているものがあった。

(臨海工場)

(講じた措置)

福岡市職員等旅費条例等に基づき適正な日当の算定を行い、過支給については、直ちに戻入処理を行った。

ウ 公有財産及び物品の適正な管理を求めるもの

財産の管理に当たっては、財産の受け入れを行ったときは財産の種類毎に定められた台帳又は出納簿に記載し、保管する物品で不用となり、又は使用に耐えないと認めるものは不用品等の取扱の処理を行い、公有財産及び物品の適正な管理をする必要があるが、公有財産及び物品の管理事務において、次のような事例が認められた。

公有財産及び物品の管理事務に当たっては、福岡市公有財産規則、福岡市会計規則等の関係法令に則り、適正な管理をされたい。

(指摘事項)

(ア) 物品管理者は、物品出納員又は区物品出納員が保管する物品で不用となり、又は使用に耐えないと認めるものは、物品出納員又は区物品出納員をして不用品等の取扱の処理をさせなければならない。しかしながら、物品管理事務において、既に廃棄等を行った備品及び図書に係る物品処理の手続が行われていないものが多数あった。

(保健環境研究所)

(講じた措置)

福岡市会計規則等に基づき、既に廃棄等を行った備品及び図書については、物品処理書により廃棄の手続きを行った。

(指摘事項)

(イ) 福岡市公有財産規則に規定する公有財産を取得したとき、また福岡市会計規則で規定する生産品を受け入れたときは、財産の種類毎に定められた台帳又は出納簿に記載し、適正に管理しなければならない。しかしながら、平成12年度保健環境研究所看板等製作業務委託で製作した看板及び案内板の財産管理事務において、製作した看板及び案内板を従物又は備品の財産として台帳又は出納簿に記載していなかった。

(保健環境研究所)

(講じた措置)

福岡市公有財産規則等に基づき、委託により製作した看板については従物として、案内板については備品として、財産管理の事務処理を行った。

エ 行政財産の目的外使用に係る許可事務及び当該使用料の徴収事務に当たり注意するもの

行政財産の目的外使用の許可期間の更新を受けようとするときは福岡市公有財産規則により、また行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収については他に特別の定めがある場合を除くほか、福岡市行政財産使用料条例により、その事務を行わなければならない。しかしながら、平成13年度の目的外使用の継続許可申請及び平成12年度の行政財産使用料徴収事務において、次のような事例が認められた。

今後、行政財産の目的外使用に係る許可事務及び当該使用料の徴収事務に当たっては、福岡市行政財産使用料条例等に則り、適正な事務を行うよう注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 行政財産の目的外使用許可事務において、使用許可期間の更新を受けようとする場合は、使用期間満了の日30日前までに継続許可申請書を提出しなければならないが、平成13年3月31日で使用許可期間が満了している物件について、継続許可申請書の提出がないまま、その後も埋立管理施設用地に占用を継続させていた。

(西部埋立管理事務所)

(講じた措置)

行政財産の目的外使用に係る継続許可申請書をただちに提出させ、また、相手方

に使用期間満了の日30日までに申請書を提出させるよう所属職員へ文書で周知・指導を行った。

(指摘事項)

(イ) 行政財産の目的外使用に係る使用料の徴収は、許可の際徴収することが原則であり、また年額により使用料を定めた場合においては、年度内において市長の指定する日までに徴収することができることも規定されているが、平成12年度使用料の納入期限を平成13年4月13日としており、当該使用料の徴収事務が大幅に遅延していた。

(西部埋立管理事務所)

(講じた措置)

行政財産の目的外使用に係る使用料について、当該年度の4月30日までに徴収するよう所属職員へ文書で周知・指導を行った。

(4) 土木局

(指摘事項)

ア 時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給について適正な事務処理を求めるもの
所属長は、職員を正規の勤務時間外、休日等に勤務させるときは、時間外勤務等命令簿によりあらかじめ勤務を命じ、勤務をさせたときは、命令簿により事後に確認しなければならない。また、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、正規の勤務時間外及び休日等の正規の勤務時間中に勤務した時間数に対して、勤務1時間当りの給与額にその勤務の区分(勤務日及び勤務時間帯による区分)に応じて定められた割合を乗じて得た額を支給することとされており、同手当の支給の基礎となる時間数は、命令簿の従事時間及び休憩時間数から計算しなければならない。

しかしながら、平成12年度の時間外勤務手当等の支給事務において、命令簿に所属長の命令印や確認印がないものや勤務内容を記入していないものなど、命令簿の記入に不備があるものがあつた。また、手当の支給の基礎となる時間数を命令簿の従事時間及び休憩時間数から計算した時間数としていないものや月の合計時間数の計算を誤っているもの、勤務の区分を誤っているものがあり、支給額を誤っているものがあつた。

時間外勤務手当等の支給事務に当たっては、福岡市の給与に関する条例等に基づき適正な事務処理をされたい。

(道路管理課)

(講じた措置)

福岡市の給与に関する条例等に基づき、過支給については戻入処理を行うとともに、課内会議において適正な事務処理を行うよう職員に指導を行った。

(指摘事項)

イ 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

契約の履行確認は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。しかしながら、平成12年度の委託契約事務において、契約書で、受託者が契約満了後に委託料の精算報告書を提出し、執行残額が生じたときは返還することとしているものについて、必要な経費の内訳を示しておらず、設計書または契約書と異なる執行をしていたにもかかわらず、十分な確認を行わないまま精算報告を承認し、履行確認しているものがあつた。

今後、委託契約事務については、地方自治法等に基づき適正な事務処理を行うよう、十分注意されたい。

(道路管理課、道路維持課)

(講じた措置)

委託契約事務における契約満了後の履行確認については、委託料の精算報告書の提出後、契約書、仕様書及び設計書等に基づき十分な確認を行い、適正な事務処理を行うよう課内会議で職員へ指導を行った。

(5) 建築局

(指摘事項)

ア 公有財産の管理について適正な事務処理を求めるもの

公有財産である市営住宅の敷地については、福岡市営住宅条例等に則り、適正に管理を行う必要がある。しかしながら、香椎浜住宅において、自動販売機が無断で設置されていた。

今後、市営住宅の敷地の管理については関係条例等に則り、適正な事務処理をされたい。

(管理課)

(講じた措置)

香椎浜住宅における自動販売機の無断設置については、直ちに設置者を指導し撤去させた。

(指摘事項)

イ 物品管理について適正な事務処理を求めるもの

物品の出納及び保管については、福岡市会計規則等に定める出納手続及び出納簿等の整理をしなければならない。しかしながら、過去の定期監査で適正な事務処理について注意を喚起していたにもかかわらず、平成12年度の物品管理事務において、物品出納簿への記帳が漏れているもの、物品出納簿の受入金額を消費税を含まない価格で記帳していたもの、出納簿残額を誤っているもの、図書目録への記帳が漏れているものや、記帳内容が誤っているものなどが多く見受けられた。

物品管理事務に当たっては、福岡市会計規則等に基づき適正な事務処理をされたい。

(住宅調整課)

(講じた措置)

出納簿等の記帳について適正な事務処理を行うとともに、職員に対し研修を行い、マニュアルの周知徹底を行った。

(6) 港湾局

ア 委託契約の事務処理について注意を求めるもの

平成12年度「香椎パークポートPR業務委託」において、次のような事例が見受けられた。設計金額の積算及び仕様書等の作成に当たっては、今後十分に注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 契約を締結する場合にはあらかじめ契約価格の基準となる予定価格を作成し、予定価格と見積価格を対照して契約価格との適否を検討することとなるため、その基礎となる設計金額の積算は慎重に行わなければならないが、次のような点が見受けられた。

委託の内容は、他都市で行われる展示会にブース出展を行いPR業務を行うことであり、主催者へ支払う出展料等の経費を含めて設計金額を積算していた。この場合、これらの経費は実費額で積算すべきであったが、諸経費算定の対象額にこれらの経費を含めており、設計金額の積算が適切ではなかった。

(指摘事項)

(イ) 見積書の徴取に当たっては、委託業務の内容を示した仕様書等を作成して、あらかじめこれを提示する等の方法により、見積書の提出を依頼した者にその内容

を十分に説明する必要があり、この場合の仕様書等は、委託業務の内容を指示するとともに当該業務に必要な経費算定の基礎資料となるものであるため、当該業務の細部にわたり具体的な内容を明らかにするものでなければならない。しかしながら、同委託仕様書等において、見積書提出日以前に履行すべき業務について履行時期を訂正しないまま記載されているものや、業務について具体的な説明がないものがあつた。委託業務の内容が十分伝わらないおそれがあり、経費算定の基礎資料とするには適切な記載ではなかつた。

(分譲企画課)

(講じた措置)

契約に当たっては、業務内容の性質を十分考慮した上で、設計積算を行うよう、また、仕様書等の条件明示を確実にを行うよう所属職員へ文書で周知徹底を行った。

(工事監査)

(3) 環境局

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成11年度「中部中継所投入棟床改良工事」

(契約金額 992万2,500円)

「建築工事積算基準・同解説」によると、見積もりを徴集する場合は原則として3社以上とすることとなっているが、マンホール鉄蓋の単価を1社のみの見積単価で設計計上していた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

(施設課)

(講じた措置)

設計積算において、見積もりを徴収する際には、3社以上の見積もりを徴収するよう所属職員へ文書で周知徹底を図つた。

イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成12年度「今津埋立場 3, 4 取水井制御ケーブル取替外修理」

(契約金額 1,680万円)

水路側壁プルボックス取付作業において「労働安全衛生規則」では、2m以上の高さのところでは作業を行うときは安全帯等墜落防止の措置を行うこととなっているが行われていなかった。

さらに水路側壁電気配管配線工事用足場において「労働安全衛生規則」では、足場板幅は40cm以上と規定されているが、20cmで設置されていた。また足場板端部の固定もなされていなかった。

今後は、安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(西部埋立管理事務所)

(講じた措置)

安全管理については、高さ2m以上ある場所で作業を行う場合、安全帯等墜落防止の措置を行うよう文書で請負者への指導を行った。

ウ 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成11年度「西部(中田)埋立場第2期区画整備工事」

(契約金額 10億8,762万1,815円)

RC造建築工事のかし担保期間は2年と設定すべきところを1年としていた。

今後は、「福岡市契約事務規則」を遵守し、適正な担保期間の設定を図られた

い。

(施設課)

(講じた措置)

契約にあたっては、適正な担保期間の設定を行うよう所属職員へ文書で周知徹底を行った。

エ 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成12年度「南部工場排ガス高度処理設備造成工事」

(契約金額 1,625万5,050円)

a 施工中の工事内容に、疑義変更が生じた場合「協議書」による処理が必要であるが、これらの手続き処理が正規な仕様でなされていなかった。

今後は、十分注意し適正に処理されたい。

b 現場発生廃止管撤去産業廃棄物の処理を確認するために必要な運搬処理状況写真が撮影されていなかった。

今後は、「土木施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(施設課)

(講じた措置)

工事内容に疑義変更が生じた場合の協議については、正規な仕様で手続きを行うよう、また、運搬処理状況写真の撮影に遺漏がないよう請負者への指導を文書で行った。

(4) 土木局

ア 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成10年度「一般県道水城下臼井線道路改良工事」

(契約金額 1億6,924万2,150円)

「土木工事設計標準歩掛」基準では、仮設工として、足場工設置側が1分以上の勾配で傾斜している場合は単管傾斜足場を計上することとなっているが、本件工事のコンクリートブロック積工において傾斜があるにもかかわらず、垂直に近い場合に適用する単管足場を計上していた。

今後は、基準を遵守し、適正な設計積算を図られたい。

(東部建設第2課)

(講じた措置)

技術研修を行い、設計用チェックリストに基づき正確な設計積算及び精査を行うよう職員に指導した。

(指摘事項)

(イ) 平成11年度「市道諸岡1718号線(笹原駅東)自転車駐車場設置工事」

(契約金額 9,655万8,000円)

「建築工事積算基準・同解説」によると、見積もりを徴集する場合は原則として3社以上とすることとなっているが、ステンレス製名称板の単価を1社のみの見積単価で設計計上していた。

今後は、基準を遵守し適正な設計積算を図られたい。

(東部建設第2課，建築局施設建設課関連)

(講じた措置)

技術研修を行い、特注品の単価については3社以上の見積を徴し積算するよう職員に指導した。

(指摘事項)

(ウ) 平成12年度「路面下空洞調査点検業務委託(その1)」

(契約金額 2,436万円)

路面下空洞調査結果において、一次調査延長及び二次調査箇所数が当初設計数量と違いが生じたにもかかわらず、設計変更による手続き処理が行われていなかった。

今後は、十分注意し適正な変更処理を図りたい。

(道路維持課)

(講じた措置)

変更契約処理の研修を実施し、適正な事務処理をおこなうよう職員を指導した。

(指摘事項)

(I) 平成12年度「筥崎土地区画整理事業地内整地(基礎杭撤去)工事(その20)」

(契約金額 5,439万円)

既設埋設杭を全回転型オールケーシング掘削工で撤去し、埋戻すものであるが、不足土の埋戻し作業におけるバックホウは、同工法の一連作業に含まれているので計上の必要がなかった。

また、撤去後のバックホウによる発生土埋戻し作業において、岩石補正がなされているが、発生土であり岩石補正の必要がなかった。

今後は、十分注意し適正な設計積算を図りたい。

(工事課)

(講じた措置)

技術研修を行い、適正な設計積算を行うよう職員に指導を行うとともに、設計積算用のチェックリストの内容を見直した。

イ 施工管理において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成10年度「都市計画道路箱崎阿恵線道路照明設置工事その2(新橋工区)」

(契約金額 1,491万円)

写真管理については「土木工事施工管理基準」において、不可視部分について撮影することとなっているが、道路照明灯地中部分におけるコンクリート基礎と照明灯ポールとのボルト締め接続部分の写真が撮影されていなかった。

今後は、基準を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図りたい。

(工事課)

(講じた措置)

技術研修を行い、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう職員に指導するとともに、請負者に対して同基準を遵守するよう指導を行った。

(指摘事項)

(イ) 平成11年度「市道箱崎阿恵線(松田地内)道路改良工事(2-2工区)」

(契約金額 6,897万7,650円)

構造物基礎のコンクリート杭設置において、杭の打込長を確認する出来形管理写真が撮影されてなかった。

今後は、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図りたい。

(東部建設第1課)

(講じた措置)

技術研修を行い、「土木工事施工管理基準」を遵守するよう職員に指導するとともに、請負者に対して同基準を遵守するよう指導を行った。

(指摘事項)

(ウ) 平成11年度「都市計画道路草香江唐人町線道路改良工事(その2)」

(契約金額 4億1,946万1,350円)

「建設廃材の再利用に関する基準」では産業廃棄物のアスファルト殻処理については、市が定めた再利用施設で中間処理をすることになっているが、請負者の処理は認定外施設で処分が行われていた。

今後は、基準を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(南部建設課)

(講じた措置)

技術研修を行い、「建設廃材の再利用に関する基準」を十分確認のうえ施工管理するよう職員に指導するとともに、請負者に対して、同基準の再確認、市認定施設での処理について指導を行った。

(指摘事項)

(I) 平成11年度「道路用地幅杭等設置(単価契約)業務委託その3」

(契約金額 896万5,518円)

全ての指令業務において、業務が適正に施工されたことを証明する為に必要な、着手前の状況写真が撮影添付されていなかった。

今後は、「土木工事施工管理基準」に準拠するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(西部建設第1課 西部建設第2課関連)

(講じた措置)

技術研修を行い、「土木工事施工管理基準」を十分確認のうえ施工管理するよう職員に指導するとともに、請負者に対して、同基準の再確認、写真管理についての指導を行った。

(指摘事項)

(オ) 平成11年度「一般国道263号(内野)交差点改良工事」

(契約金額 1億1,153万9,400円)

照明灯基礎設置工事において、掘削深が1.5m以上あるにもかかわらず、工事災害の危険を防止する為の土留工の設置がなされずに、作業が行われていた。

また、設計書にも計上されていなかった。

今後は、施工中の安全管理について請負者の指導、及び適正な設計積算の徹底を図られたい。

(西部建設第1課)

(講じた措置)

技術研修を行い、適正な設計積算・施工管理に努めるよう職員に指導するとともに、請負者に対して適正な安全管理についての指導を行った。

(指摘事項)

(カ) 平成11年度「都市計画道路別府香椎線(田島)道路照明灯設置工事(その3)」

(契約金額 1,313万7,600円)

「労働安全衛生規則」では、2m以上の高さのところでは作業を行うときは安全帯等墜落防止の措置を行うことになっているが、橋梁張り出し部における照明灯設置作業において行われていなかった。

今後は、安全管理について、請負者へ指導の徹底を図られたい。

(西部建設第1課)

(講じた措置)

技術研修を行い、適正な施工管理に努めるよう職員に指導するとともに、請負者

に対して「労働安全衛生規則」を遵守するよう指導を行った。

(指摘事項)

(f) 平成11年度「市道拾六町西入部線(拾六町)道路舗装工事(その1)」

(契約金額 4,047万6,600円)

標識移設工において、掘削深が1.5m以上あるにもかかわらず、工事災害の危険を防止する為の土留工の設置がなされずに、作業が行われていた。また設計書にも計上されていなかった。

今後は、施工中の安全管理について請負者の指導及び適正な設計積算の徹底を図られたい。

(西部建設第2課)

(講じた措置)

技術研修を行い、正確な設計積算を行うとともに、適正な施工管理に努めるよう職員に指導し、また請負者に対して適正な安全管理を行うよう指導を行った。

(指摘事項)

(g) 平成12年度「都市計画道路福岡空港線道路舗装工事(その3)」

(契約金額 1億1,023万1,100円)

「建設廃材の再利用に関する基準」では産業廃棄物のコンクリート処理については、市が定めた再利用施設で中間処理をすることになっているが、請負者の処理は認定外施設で処分が行われていた。

今後は、基準を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(東部建設第2課)

(講じた措置)

技術研修を行い、「建設廃材の再利用に関する基準」を十分確認のうえ施工管理するよう職員に指導するとともに、請負者に基準の再確認、市認定施設での処理を行うよう指導を行った。

ウ 契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(指摘事項)

(ア) 平成11年度「都市計画道路福岡空港線道路改良工事」

(契約金額 1億484万1,450円)

施工中の工事内容に疑義変更が生じた場合「協議書」による処理が必要であるが、これらの手続き処理が適正になされていなかった。

今後は、発生時点において、迅速に適正な処理を図られたい。

(東部建設第2課)

(講じた措置)

技術研修において変更協議は「協議書」により適宜実施するよう指示し、請負者にも同様の指導を行った。

(指摘事項)

(イ) 平成11年度「大井地区道路改良工事(細街路整備事業)その2」

(契約金額 7,467万1,800円)

施工中の工事内容に疑義変更が生じた場合「協議書」による処理が必要であるが、これらの手続き処理が適正になされていなかった。

今後は、発生時点において、迅速に適正な処理を図られたい。

(東部建設第2課)

(講じた措置)

技術研修において変更協議は「協議書」により適宜実施するよう指示し、請負者にも同様の指導を行った。

(指摘事項)

(ウ) 平成12年度「道路用地管理柵設置工事(単価契約)その1」

(契約金額 539万7,860円)

- a 道路用地管理柵設置工事を「単価契約」とし、年間を通して1業者と随意契約し、指令書により工事が実施されているが、これを施行するための根拠となる方針を決定する「決裁書」がなかった。

今後については、早急に検討し適正な処理を図られたい。

- b 工事請負代金の支払いにおいて、指令工事すべてが完成検査後40日以上を要し支払が行われていた。

今後については、適正な事務処理を図られたい。

(東部建設第1課 東部建設第2課関連)

(講じた措置)

- a 単価契約により施工するための根拠となる方針決定を行った。

- b 四半期毎に定期的な支払いをするよう職場研修において職員に指導を行った。

(指摘事項)

エ 施工管理及び契約事務において、次のような不適切な事例が認められたので十分注意されたい。

(ア) 平成11年度「道路用地管理舗装工事(単価契約)その2」

(契約金額 2,221万3,549円)

- a 道路用地管理舗装工事を「単価契約」とし、年間を通して1業者と随意契約し、指令書により工事が実施されているが、これを施行するための根拠となる方針を決定する「決裁書」がなかった。

今後については、早急に検討し適正な処理を図られたい。

- b 全指令工事において、発生した公共残土の運搬・処分を確認するために必要な施工状況写真が撮影添付されていなかった。

今後は、「土木施工管理基準」を遵守するよう請負者へ指導の徹底を図られたい。

(南部建設課)

(講じた措置)

- a 単価契約により施工するための根拠となる方針決定を行った。

- b 技術研修において「土木工事施工管理基準」を十分確認のうえ施工管理するよう職員に指導するとともに、請負者に対しても同基準による工事写真撮影を徹底するよう指導した。